

○ 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第一項の規定に基づき、平成二十二年厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号（特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤勝信
経済産業大臣 世耕弘成
国土交通大臣 石井啓一
環境大臣 中川雅治

次の表により、改正後欄に「重複線」を付した規定で改正前欄に「これに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。」

改 正 後	改 正 前
特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針 特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによ	特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針 特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによ

る中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

(1)～(3) [略]

(4) 上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等

(1)～(3)に掲げるもののうち、判断基準中目標及び措置部分の実現に特に資する設備・システム（以下「上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等」という。）の具体例としては、別表5に掲げる設備・システムが有効であることから、中長期的な計画の作成における重点的な検討対象として掲げるものである。

別表1～4 [略]

別表5 上水道等関連高度省エネルギー増進設備等

設備・システム区分	具体的な内容
潜熱回収型ボイラ	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
高効率ボイラ	ボイラの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下で、熱効率が90%以上のもの。
高効率温水ボイラ	排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下、熱効率が88%以上のもの。
廃熱利用ボイラ	他プロセスの排ガスの顯熱を利用したものの。

る中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

(1)～(3) [略]

[新規]

別表1～4 [略]

[新規]

高効率工業炉

急速加熱式（排ガスを被加熱物に噴射し、又は、近距離で加熱することにより加熱時間を短縮したもの）、予熱・加熱一体炉、高断熱、燃空流量比例制御、衝撃噴流加熱。

ハイブリッド式加熱システム

燃焼による予熱後、誘導加熱等で加熱することにより、エネルギー消費原単位を向上させる複数の熱源を使用する加熱システム。

塗料燃焼型焼付乾燥炉

塗料溶剤蒸気の焼却熱を回収し、焼き付け加熱熱源とするもの。

排熱利用焼き戻し炉

焼入れ炉の燃焼排ガスを焼き戻し炉の熱源とするもの。

ハンプバック炉

加熱帯が出入口より上部にあり、高温の炉内ガスを閉じ込めることにより、熱ガスの外部リークを少なくするよう設計された炉。比較的小型の連続加熱炉、連続処理炉に有効。

高性能アーク炉

高感応答アーク炉、UHPアーク炉、直流アーク炉、排ガスによる原料予熱装置付きアーク炉。

<u>高性能抵抗炉</u>	サイリスタ（又はトライアック）位相制御付き抵抗炉。高性能断熱材使用の炉。		
<u>高性能高周波炉</u>	静止型（トランジスター、サイリスタ素子等を使用したものの）の高周波溶解炉、高周波誘導加熱装置、高周波電源装置。		
<u>高性能溶解・保持用溝型炉</u>	連続湯温度測定装置及び印加電力連続制御装置の付いた溝型炉。		
<u>高性能電気分解炉・メッキ炉</u>	変圧器一体型整流器、印加電力調整装置が付属し、高電圧対応の電気分解炉、メッキ炉では、シアノ浴メッキ炉から塩化浴メッキ炉、サージェント浴炉からフッ化浴メッキ炉への転換が有効。		
<u>ヒートポンプ式熱源装置</u>	ヒートポンプサイクルにより、概ね90°C程度の温水、冷水、又は概ね120°C程度の熱風を効率的に作る熱源装置。		
<u>地中熱利用ヒートポンプシステム</u>	年間を通じて温度変化の小さい地中熱を、熱交換用のパイプを通じ、又は直接的に熱源の一部として使用するヒートポンプシステム。		
		<u>エンジン式コードジェネレーション設備</u>	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用すると共に、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの。特に動力又は電力需要と共に主として温水需要が大きい場合に有効。
		<u>ガスターイン式コードジェネレーション設備</u>	ガスターインを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用すると共に、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの。特に動力又は電力需要と共に主として蒸気需要が大きい場合に有効。また、需要バランスが不規則な場合には、熱と電気の出力バランスを可変できるものが有効。
		<u>燃料電池コードジェネレーションシステム</u>	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を利用するもの。電力需要と共に温水又は蒸気需要が大きい場合に有効。
		<u>高効率誘導モータ</u>	ハイグレードの鉄心の採用と巻線の改善や冷却扇の改善により汎用型に比べ損失を低減したもの。ただし、防爆型モータを使用しなければならない場合を除く。

<u>永久磁石同期モータ</u>	ロータの内部に永久磁石を埋め込んだ回転界磁式の同期モータ。インバーターと組み合わせて高効率可变速運転ができる。		
<u>極数変換モータ</u>	モータの極数を切り替えることにより回転数を段階上に切り替えることができるもの。速度変換要求が固定2、3段でよい負荷のある場合に有効。		
<u>高効率変圧器</u>	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器(モールド変圧器等)。	<u>総合エネルギー管理システム</u>	主要設備ごと、設備群ごと、ラインごと等のエネルギー管理に必要となる設備の監視機能、操作制御機能、記録機能及び設備管理機能等が必要度に応じて組み込まれたもの。

附 則

以上の告示は、平成11年4月1日から施行する。